

統計調査員について

統計調査員は、調査現場の最前線にあつて、世帯や事業所といった調査対象と直接やりとりをするという、統計調査の中でも最も重要な部分を担っています。毎月勤労統計調査でも、全国調査、地方調査の第二種事業所（5～29人の事業所）及び特別調査において、その事務に従事する「統計調査員」を設置しています。

◆◆◆ 統計調査員の身分 ◆◆◆

国または都道府県知事から任命される非常勤の公務員で、任命期間中は国、都道府県、市区町村に勤務する職員と同様に公務員の身分を有します。（毎月勤労統計調査では、都道府県知事が統計調査員を任命します。）

◆◆◆ 統計調査員の仕事 ◆◆◆

調査対象事業所である世帯や事業所などに調査票を配布するとともに、調査票に正しく記入していただけるよう、統計調査の趣旨や内容などについて説明を行い、記入された調査票の回収及び点検・整理などの仕事を行っています。

◆◆◆ 統計調査員の守秘義務 ◆◆◆

統計調査員は統計法で秘密の保護が義務付けられています。調査活動により知りえた秘密を漏洩した場合などには罰則が適用されることになっています。（統計法第57条の2）

※毎月勤労統計調査に従事する統計調査員は、調査対象事業所を訪問する際、都道府県知事が交付する「統計調査員証」の携帯、提示を行っています。